

あがた系配水管調整弁更新工事設計業務委託

特記仕様書

四日市市上下水道局

## 第1章 共 通 事 項

### 第1条 目 的

四日市市上下水道局（以下「甲」という）は、現在稼働施設であるあがた系配水管（坂部）調整弁施設の更新を計画している。

甲は受託者（以下「乙」という）に対し、施設更新に係る設計業務一式を委託するもので、乙は本特記仕様書を遵守し遂行すること。

### 第2条 業務計画書

乙は契約後速やかに業務計画書を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。

### 第3条 疑 義

乙は業務の方針及び条件に疑義を生じた場合は甲と協議し明確にするものとする。

### 第4条 機密の保持

乙は、本業務上知り得た一切の事項を外部に漏らしてはならない。

### 第5条 変 更 契 約

作業の途中において甲の都合により、その内容に変更が生じてもそれが軽微な場合は乙の負担によりそれを処理する。

### 第6条 法令等の遵守

乙は、業務の実施に当り、関係する法令等を遵守しなければならない。

### 第7条 提 出 書 類

乙は本業務の着手及び完了に当たって第2章第4条の成果品のほか次のものを提出すること。

業務着手届  
業務計画書  
議事録  
業務完了届

### 第8条 技 術 者

1. 乙は設計業務等における管理技術者・照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
2. 各工程における担当技術者は同種業務の実務経験を有すること。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

## 第2章 委託業務

### 第1条 業務項目

- 1) 調整弁更新設計
  - (1) 設計協議
  - (2) 現地調査
  - (3) 基本条件の確認
  - (4) 配置計画
  - (5) 施工方法の検討
  - (6) 詳細設計図書の作成
  - (7) 審査

### 第2条 業務内容

- (1) 設計協議
  - ① 初回打合せ  
仕様書の内容確認（内容把握、設計工程、方針、検討事項の内容等）、借用資料等の確認
  - ② 中間打合せ  
業務作業中に発生する諸条件に関する確認
  - ③ 最終打合せ  
業務作業完了時における総括説明、成果品納入、検収立会い
- (2) 現地調査  
当計画用地周辺の、隣接する住宅、企業に配慮し、工事中の安全・環境対策について現地調査を入念に行い計画に反映すること。
- (3) 弁選定、流量制御の検討  
弁構造、弁口径の選定、弁耐久性、流量計測方式等の検討をすること。
- (4) 配置計画の検討  
添付図及び既施設全般を確認のうえ維持管理及び保守点検方法も考慮した配置とする。  
また、将来機器・装置更新時の起重機など車両作業スペースも十分考慮すること。
- (5) 施工方法の検討  
更新工事が無理なく施工できる工程、工法を提案すること。
- (6) 詳細設計図書の作成
  - ①既設撤去 一式
    - ・流量調整弁（φ600）設備
    - ・電気設備（遠方監視装置、直流電源）

- ・流量調整弁ピット上屋（S造 1F 約12㎡）
- ②更新設計 一式
  - ・流量調整弁設備
  - ・動力制御設備
  - ・遠方監視設備
  - ・直流電源設備
  - ・流量計設備
  - ・流量調整弁ピット上屋（建築設備、クレーン設備含む）  
※既設流量調整弁ピットを流用
  - ・流量計用ピット
  - ・非常用自家発電設備（屋外設置）
  - ・仮設計画（機器搬入計画）
  - ・その他必要の事項
- (7) 審査
  - 業務に係る各種構造、機能の計算及び、設計図書、数量計算書等の審査

### 第3条 工事設計条件

乙は、本業務の実施に当たって、施設の稼動状況など水源事情を掌握するとともに、既設水道施設と調和する合理的・経済的な施設として設計計画を行わなければならない。

#### 第1項 計画・検討・積算など

- 1) 計画検討は、水道工事標準仕様書、水道施設設計指針、水道施設更新指針、水道維持管理指針、中小規模水道施設機械・電気設備設計要領、水道施設耐震工法指針・解説(社)日本水道協会などを遵守すること。
- 2) 積算歩掛は、「積算基準（下水道編）三重県土整備部」、「公共建築工事標準単価積算基準（第1編～第5編）」、その他を適用すること。また、使用した歩掛、参考資料、文献及び公式等はその出典等を明記すること。
- 3) 積算に資する専門工事、機器及び材料価格は、適宜複数業者から参考見積を徴収し工事費に反映すること。

#### 第2項 関係官公庁等との協議

乙は、本業務にかかり必要となる法令等を甲に説明し、関係官庁等との協議・調整するとともに、諸手続き及び届出書類等の作成支援をしなければならない。

### 第4条 成果品

本設計における成果品は、取水施設発注に必要となる設計図書及びその仕様決定に伴う検討（計算）書等及び原図・原稿で、以下のとおりとする。

- 1) 設計図書（図面・設計書、数量積算書）
- 2) 特記仕様書
- 3) 調査資料（写真含む）、検討（計算）書、見積書
- 4) 議事録
- 5) 電子保存データ（メディアはCD-R又はDVD-R）  
納品部数は各3部（見積書、電子保存データは1部）とする。

なお、設計図面データ形式は AutoCAD. DWG 及び JWCAD 形式 2 種、特記仕様書はワード形式、設計書はエクセル形式、その他は PDF 形式とする。

## 不当介入に関する特記仕様書

先の委託業務に関して、下記の暴力団等による不当介入に関する事項を追加する。

### 記

#### 暴力団等不当介入に関する事項

##### 1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

##### 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1) (2) の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。

以 上

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセス

できないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。